# 議案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の規定により 別紙のとおり専決処分したため、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、 その承認を求める。

## 事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和7年佐倉市条例第1 8号)の制定

令和7年5月15日提出

佐倉市長 西田 三十五

専決第24号

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項本文の 規定により、次のことについて別紙のとおり専決処分する。

### 1 事件

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

### 2 理由

特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明 らかであると認められるため

令和7年3月31日

佐倉市長 西田 三十五

# 佐倉市条例第18号

佐倉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐倉市国民健康保険税条例(昭和34年佐倉市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「56万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の佐倉市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度 以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健 康保険税については、なお従前の例による。